

石川県知事

谷本 正憲 殿

申し入れ書

本日（2007年4月16日）小松基地爆音訴訟の控訴審判決が出されたが、判決内容はおおよそ次の4点であった。

1. 75W（うるささ指数）を超える騒音は違法状態であるとして、国に損害賠償が命じられた。
2. 10.4協定は単なる紳士協定ではなく、守らねばならない行政の責務であることが確定した。
3. 基地ができてから転居してきた原告に対する危険への接近を否定し、損害賠償が全額認められた。
4. 国の言う昼間W値は否定した。家族共通の被害が原告の訴え通り認められた。

そこで、私たち原告団および訴訟連絡会は、本日の判決を踏まえ、以下の通り申し入れる。

- (1) 判決を行政に対する命令と受け止め、75W以上の違法状態を解消するため、行政として全力を挙げること。
- (2) 在日米軍の再編については、10.4協定および日米共同訓練の協定を守らせることが前提になっているが、加えて、本日の判決を踏まえ行政の責務として、日米共同訓練時を含め、騒音は75W（うるささ指数）以下に抑えること。

以上

2007年4月16日

石川県平和運動センター
代表委員 嶋垣 利春
小松基地爆音訴訟原告団
団 長 広瀬 光夫
小松能美勤労協単組協議会
議 長 河端 真一
加賀江沼平和運動センター
議長代行 竹村 昭彦